

## 令和5年度第3回山梨県内水面漁場管理委員会議事録

日 場	時 所	令和5年8月2日（水） 午後1：00～ 山梨県漁業協同組合連合会 水産会館
議 事		<p>諮問事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 山梨県内水面漁場計画の案について</li> <li>2 小袖川における共同漁業に係る漁業権免許について</li> <li>3 小袖川における内共第15号第5種共同漁業権に係る遊漁規則について</li> </ol> <p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ブラウントラウトの移植制限に関する委員会指示について</li> <li>2 コイの放流及び持ち出し制限に関する委員会指示について</li> <li>3 レイクトラウトの移植、持ち出し、再放流の制限に関する委員会指示について</li> <li>4 令和6年度中央省庁提案項目素案に係る検討及びアンケート調査について</li> </ol>
出 席 者	委 員	宮崎会長、萩原委員、古菅委員、千野委員、三浦委員、雨宮委員、三井委員、湯本委員 計8名
	事 務 局	手塚事務局長（食糧花き水産課 課長）、河野事務局次長（食糧花き水産課 課長補佐）、樋口事務局次長（食糧花き水産課 課長補佐）、矢崎書記（食糧花き水産課 課長補佐）、加地書記（食糧花き水産課 副主幹）、數野書記（食糧花き水産課 主任）、長野書記（食糧花き水産課 会計年度任用職員）
	オブザーバー	水産技術センター 近藤所長
	傍聴者	2名

### 委員会の概要

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 議事録署名委員の指名
4. 議題
5. その他
6. 閉会

## 【協議事項】

### 1 山梨県内水面漁場計画の案について

事務局が資料に基づき説明を行った。

＜協議の内容＞

- ・知事への答申案について

＜事務局案＞

- ・異存なしとするが、尚書きにロードマップの公表と、実施状況を検証するように知事に求める内容を追加

＜事務局案の理由＞

- ・早期にオオクチバスの漁業権免許をなくし、オオクチバスに頼らない漁場管理をなお一層進める必要があるため。

(会長)

前回の委員会同様、ロードマップについて書かれており、毎年、関連漁協、県、及び当委員会により実施状況の検証と修正を行う文言が付け加えられています。また前々回の委員会で回収された資料には、今後のことだけではなく、山梨県として努力してきたことが書かれているので、情報公開の必要性があるという意見が出ました。漁協と話し合いが済んだら公表してもらおうという点だけが前回と違ってしています。よろしいでしょうか。

(委員全員)

はい。

(会長)

では事務局案のとおり答申します。

### 2 小袖川における共同漁業に係る漁業権免許について

事務局が資料に基づき説明を行った。

＜協議の内容＞

- ・東京都と山梨県の県境を流れる小袖川について、次期漁業権免許切り替えに際しても東京都の小河内漁協の単独漁場とする件について

＜事務局案＞

- ・東京都へ異存なしとして答申します

＜事務局案の理由＞

- ・丹波川漁協や丹波山村役場など、関係漁協間で協議がなされており、審査状況適切であるため。

引き続き、事務局が諮問事項3について説明を行った。

### 3 小袖川における内共第15号第5種共同漁業権に係る遊漁規則について

＜協議の内容＞

・小河内漁協が東京都に申請した遊漁規則認可申請について  
＜事務局案＞。

・東京都に異存なしとして答申

＜事務局案の理由＞

・漁業法第170条第5項に規定されている遊漁を不当に制限するものではなく、遊魚料の額についても、東京都に審査され適切であると判断されるため。

(会長)

例年どおり、東京都の漁業権を認める形でよろしいでしょうか。

(委員全員)

異議なし。

(会長)

事務局案のとおり答申します。

### 【協議事項】

#### 1 ブラウントラウトの移植制限に関する委員会指示について

事務局が資料に基づき説明を行った。

＜協議の内容＞

・今年の11月16日で期間が満了する「ブラウントラウトの移植制限に関する委員会指示」の継続について

・指示の公示日と指示期間以外は、現在の指示と同じ文言で継続

＜事務局案の理由＞

・天然水域におけるブラウントラウトの生息拡大を未然に防止する必要があるが、現在移植を制限する法的な手段がないため。

・県内におけるブラウントラウトの定着は、遊漁者による移植が原因と考えられ、引き続き啓発が必要であるため。

・山梨県では1漁協で漁業権魚種となっており、養殖も行われ産業上重要な魚種であることから、県として適正に管理していることを対外的に示す必要があるため。

(委員)

これに関しては法的手段がないということですが、現状では中々そういうことは難しいと思います。特に金川で増えていると聞いており、大水などが出ると、どうしても今より下流域に生息するというのも考えられます。山梨県自体で規制できるものがあれば良いと思います。

(会長)

特定外来種のもとでもなかなか法があっても見張る人がいません。やはり漁協に頼むしかないと思いますが、難しいところがあります。何か法律ができる予定などありますか。

(事務局)

オオクチバスやコクチバスなど、多くの特定外来生物は法律上の罰則規定もあります

が、ブラウントラウトについては産業管理外来生物ということで、法規制の範囲外となっています。そうは言っても、分布域拡大阻止を図らなければいけないという水産庁の指針もある中で、委員会指示による制限というのが、今のところ適切だと考えます。

(会長)

とにかく密放流を防ぐというのがなかなか難しいですよ。侵略的外来種ということで、一度入ったら金川の例のように撲滅するのが難しくなります。広げないようにということで、こういう指示が出されていますがよろしいでしょうか。

(委員全員)

はい。

(会長)

では事務局案のとおり指示発出をお願いします。

## 2 コイの放流及び持ち出し制限に関する委員会指示について

事務局が資料に基づき説明を行った。

<協議の内容>

- ・今年の11月16日で指示の期間が満了する「コイの放流及び持ち出し制限に関する委員会指示」を継続することについて

<事務局案>

- ・指示の公示日と指示期間以外は、現在の指示と同じ文言で継続
- ・指示の期間を1年間から2年間に延長

<事務局案の理由>

- ・発生水域の拡大防止に係る国の方針に変更がないこと。
- ・指示期間を2年間とするのは、国の方針に変更がないことや、指示発出の周知効果と、他に発出する指示期間と合わせるため。

(会長)

山梨県では令和2年以降は見つかっていないということによろしいですか。

(事務局)

はい。令和2年が最後です。

(委員)

コイヘルペスが発生した場合に大量死とありますが、どれくらいのスピードで死に至りますか。

(事務局)

水温とか生息密度、生息状況によって異なると思いますが、今までの事例では、数日のうちに大量死が起こると考えていいと思います。普通の病気や事故による変死との違いが、それでわかるような気がします。

(会長)

国全体でもだいぶ減ってきています。多分ゼロになってから数年経ないと、国の方針は変わらないと思いますので、当委員会でも指示を出さなければいけないと思います。

いかがでしょうか。

(委員全員)

はい。

(会長)

ブラウントラウトについては毎年議題になっていますが、コイについては国の方針が変わらない限り同じことの繰り返しとなるので、2年ごとに再検討するということでよろしいでしょうか。

(委員全員)

はい。

(会長)

では事務局案のとおり指示発出をお願いします。

### 3 レイクトラウトの移植、持ち出し、再放の流制限に関する委員会指示

事務局が資料に基づき説明を行った。

<協議の内容>

- ・今年の12月14日で指示期間が満了する「레이크トラウトの移植、持ち出し、再放流制限に関する委員会指示」の継続について

<事務局案>

- ・指示の公示日と指示期間以外は、現在の指示と同じ文言で継続
- ・指示の期間を1年間から2年間に延長

<事務局案の理由>

- ・레이크トラウトは、産業管理外来種に指定されており、外来種被害予防三原則をする必要があるため。
- ・本栖湖の漁業被害の拡大防止、他湖沼への拡散を未然に防止する必要があるが、現在、移植、持ち出し及び再放流を制限する法的な手段がないため。
- ・本栖湖における레이크トラウトの定着は、釣り人による移植が原因と考えられ、引き続き啓発が必要なため。
- ・指示期間を2年間とするのは、昨年度発出時に周知されており、ほかに発出する指示期間と合わせるため。

(会長)

레이크トラウトはブラウントラウトと同じで非常に厄介な相手ですので、とにかく広がることを防がなければ、特に西湖に移されては困ると思っていますので、この委員会で認めていただけたらと思います。生息水域は結構深いですね。

(事務局)

本栖湖は水深100メートルですので、かなり深いところまで生息すると言われてい

ます。

(会長)

ヒメマスだけでなく、クニマスも被害にあう可能性があるもので、絶対に広げないようにしないといけないと思います。140匹もいるのですよね。

(オブザーバー)

月に2回調査をしまして、刺し網で一番多い時で20匹、平均すると大体10匹前

後ということで、これまで合計140匹駆除したということです。

(会長)

認めていただいてよろしいでしょうか。

(委員全員)

はい。

(会長)

事務局案のとおり指示発出をお願いします。

#### 4 令和6年度中央省庁提案項目に係る検討及びアンケート調査について

事務局が資料に基づき説明を行った。

<協議の内容>

- ・令和6年度中央省庁提案項目素案に係る検討及びアンケート調査
- ・令和6年度中央省庁提案項目素案に係る追加提案項目と意見
- ・中日本ブロック協議会における照会と協議事項等

<事務局案>

- ・アンケート調査の回答案は、例年どおり事務局が作成
- ・提案項目の追加、修正と、中日本ブロックでの協議事項などは、各委員からの意見があれば令和5年8月31日までに事務局で受付し、案を作成
- ・最終的な中日本ブロックへの回答は、事務局案をもとに会長と協議の上決定
- ・「IV 河川湖沼環境の保全及び啓発について」の内容に、宮崎会長から提案のあった維持水量の新たな設定手法の再検討を追加

<事務局案の理由>

- ・維持水量を決める計算方法は「瀬における代表魚種の産卵場の流速×水深、又は渇水期に成魚が移動できる体高の2倍の水深」を基に行われている。しかし良好な漁場環境を確保するためには、渇水時における産卵条件と移動を確保するだけでは不十分であるため、新たな維持水量を設定すべきだと思われるため。

(会長)

維持水量という難しい言葉で書いてありますが、要するに渇水時にどれくらいの水が流れていれば良いのかという基準で、その基準を満たすためのいろいろな項目があります。例えば、瀬で魚の体高の2倍の水深があれば良いということになっています。この計算方法ができたのは約20年前だそうで、それから魚、河川の地形や生息場所、生物生息場所の形成とか土砂移動、水循環、食物網とか、川と森と里と海との繋がりとか、いろいろとケースバイケースで違ってきているのに、一律に決まっています。この規則を実情に合うように再検討してほしいということがここに書かれています。山梨県で私が会長になってから、変更は見たことはありますが、新規でお願いしたことはなかったと思います。今回はこのように山梨県から新規で提案して、他の県ではどうなのか、全国的にはどうなのか、その後可能であれば省庁にお願いすることになります。新しい提案ですが、是非、御認めいただければと思います。

(委員)

ちなみに体高の2倍とは、どの魚を基準にしていますか。

(オブザーバー)

昨年、国交省で行われた委員会に行ったのですが、この地域の、この川の代表魚種はこの魚種で良いのか、この魚種なら体高はこれくらいで、この2倍ならこうですよという感じで決めていました。

(会長)

ヤマメなどは割と体高がありますが、アユなどは2倍で数センチです。瀬に数センチの水が流れていれば良い、というのが現在の規則なので、場合によっては上手くいかないこともあると思います。

(委員)

魚が一行に並んで遡上するのであれば、水深だけで川幅を考えなくても良いと思います。大量に遡上する時などは幅を広く使うわけで、一分間に流れる水量のことまできちんと計算しないとだめだと思います。

(会長)

20年前からいろいろデータが出ていると思うので、再検討していただきたいなと思います。

(委員)

水量を維持するダムが上流にある場合は良いですが、ダムがない時はどうするのですか。

(会長)

富士川にダムはないのですか。

(オブザーバー)

ダムはないです。

(会長)

ダムがあつたり発電所があつたり、農業用水に使つたり、実際に使う人達や利害関係がある人達の意見を聞かずに、一律に体高の2倍と決めて、それ以上はいくらでも水を取っても良いという感じになっています。実際には魚だけでなく、全ての生物がまんべんなく良く暮らすためには、もう少し水があるほうが良いという基盤を再検討しないといけないと思います。

(委員)

この案は利害関係など込み入った内容ではありますが、方向性は良いと思います。

(会長)

ありがとうございます。

## 6. 閉会

事務局次長が委員会閉会を宣言して、令和5年内第3回内水面漁場管理委員会は閉会した。次回の委員会開催は11月頃を予定している。